

## 再犯の防止等の推進について

### (現状)

- 検挙人員に占める再犯者率：48.7%【H28年】(S47年以降最高)
- 全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪【法務省：H19年版犯罪白書】(昭和23年から平成18年9月30日までの間に有罪が確定した者のうち、初犯者・再犯者の区別をせずに無作為に抽出した100万人を対象として調査したもの)
- 再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多い

### (課題)

- 貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないためには、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援等が不可欠

### (国における経過)

- 平成24年7月：犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」が決定
  - …出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成33年(2021年)までに20%以上減少させる
  - 【基準値：20% → H26：18.5% → H33数値目標：16%】
- 平成25年12月：「世界一安全な日本」創造戦略が閣議決定される。
  - …東京オリパラの開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込む

○平成 26 年 12 月：犯罪対策閣僚会議で宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定

…平成 32 年(2020 年)までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数に現在(平成 26 年)の 3 倍にする。

【基準値：約 500 社 → H28.10 月：835 社 →H32 数値目標：約 1,500 社】

…平成 32 年までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を 3 割以上減少させる。

【基準値：6,400 人 → H27：5,577 人 → H32 数値目標：4,450 人】

○平成 28 年 6 月：薬物使用等の罪を犯した者の刑の一部の執行猶予に関する法律 施行

…薬物事犯の刑の一部の執行を猶予し保護観察の対象者とする。

○平成 28 年 7 月：犯罪対策閣僚会議で薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策が決定

○平成 28 年 12 月：再犯の防止等の推進に関する法律 制定・施行

…再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。

…再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 政府は、再犯防止推進計画を策定する。

(平成 29 年 12 月 15 日閣議決定)

⇒ 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

(県における経過)

○平成 30 年 2 月 2 日：平成 29 年度第 3 回社会福祉審議会において、再犯防止推進計画を検討するための問題意識、考え方等について協議

## 『再犯防止』を社会福祉審議会に諮ることの意義

( 参考資料 )  
滋賀県社会福祉審議会資料  
平成30年(2018年)2月2日  
健康医療福祉部健康福祉政策課

### (前提)

- 近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者
- 犯罪や非行をした者は、釈放後、再び社会の一員として復帰していくことになる。
- 再犯防止を進める上で、刑事司法手続きを離れた後も必要な支援を受けることができるよう、国と地方がそれぞれの役割に応じて、その力を最大限に発揮し合うことが特に重要
- 再犯防止の取組は、安全・安心に暮らすことができる社会を目指す取組であり、さらには、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)にうたわれている、誰一人取り残さない社会の理念に通ずる取組

### (福祉の視点から)

- 犯罪をした高齢者・障害者等の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がいる。
  - 福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会復帰できる人がいる。
  - 社会復帰を促進するためには、取り巻く人と人との「関係性」が重要
  - 社会復帰に必要な地域の「支援」のあり方について考える。
- ⇒地域社会で生活する上での様々な困難を抱え、罪を繰り返すことで生きてきた人々の困難をひとつずつ解消し、生活を再建した結果として、再犯を防止することができる。
- 併せて、社会に対するリスクも減らすことができる。

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点分野と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

# 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

平成29年度第3回滋賀県社会福祉審議会〔H30.2.2〕

【 概要：再犯の防止等の推進について 】

- 保証人の問題などで住居が決まらないということへの支援が難しいと言われている。
- （支援対象の）少年の中には自己肯定感が低い人が多いということと、大人への信頼度がかなり低いということが状況として分かっているのです、そうしたところをもう少し具体的な事業として進めていくことが必要。
  
- 保護司という立場で罪を犯した人と決められた期間、面接している。高齢者の人も多いが、やっぱり少年も多い。
- 社会に出てきても仕事がない、収入がないというところが一番再犯に陥る大きな要因。
- （行政が）予算をつけて、どういう使い方をして、どういふかたちで支援をしてくれるのかということをもっと具体的にその立場になって考えていただきたい。
- 社会復帰のため、保護司はボランティアで本人と接し、再犯防止への努力をしている。
- 本人も精神的に不安定なものを抱えて生活しており、家族がいても複雑な家庭環境や低所得で生活も大変。
- 行政も我々一般市民も、そして学校現場でも相当な理解がないと、どこか1つが頑張っても難しい問題。
- 色んな実態を皆が知って、その上で解決策を十分に検討しないと、本当に実態は大変なものがあり、保護司も非常に苦勞しているところ。
- どこに相談に行けばよいかとか、もっと明確なものができるとうい。
- 雇用主に協力いただけるような働きかけが必要。

- 特に高齢者、障害者の再犯率が高い。その理由というのが、複合的な問題
  - 精神的な作用も含めて居場所をまず作ること。
  - 出番というような就労も含めて活動できる、社会参加できるということは、人間関係が結べるという意味で非常に重要。
  - 「特性に応じた効果的な指導」というのは非常に難しい。
  - 地域支援、支援者への支援もして、そしてひとり一人の特性に応じた、かつ人生観が変わるというような支援を目指していかないと本当の意味で犯罪からは離れられない。
- 
- 再犯をする人たちは絆を失った人たちであるということ。
  - 検討を重ねていくことで、そういう背景をしっかりと関係者が理解をする大きなきっかけになるのではないか。
  - どう支えるかというソフト面だけではなくて、住まい対策が重要になってくる。